

# 総務常任委員会所管事務調査報告書

総務常任委員会委員長 殿

平成 28 年 1 月 27 日

(2016 年)

総務常任委員会

委員長 よつや 薫

副委員長 吉井 竜二

委員 大石 伸雄

〃 菅野 雅一

〃 岸 利之

〃 杉山 たかのり

〃 西田 いさお

〃 町田 博喜

随 行 柏木 圭太

総務常任委員会管外視察について、次のとおり報告いたします。

1 調査先及び調査事項

春日部市

- ・定住人口の増加策について

船橋市

- ・公金徴収の一元化について

埼玉県

- ・危機管理防災センターについて

2 調査期間

平成 27 年 10 月 28 日(水)～平成 27 年 10 月 30 日(金) 2泊3日

3 調査先対応者

春日部市

議会事務局長	鈴木郁夫
総合政策部長	種村隆久
総合政策部次長兼政策課長	日向誠
総合政策部政策課主幹	舟田由彦
総合政策部政策課主査	砂田清志

船橋市

船橋市議会議長	中村静雄
議会事務局庶務課主査	大谷忠一
税務部参事兼債権管理課長	永嶋正裕

埼玉県

議会事務局長	児嶋辰男
議会事務局政策調査課長	谷戸秀昭
議会事務局政策調査課主査	北村武
危機管理防災部消防防災課主幹	小山省吾
危機管理防災部危機管理課主幹	深野成昭

#### 4 用務経過等

##### <埼玉県春日部市> 10月29日(木)

午前10時10分頃、春日部市議会に到着し、鈴木局長、種村部長より歓迎のあいさつと市の概要説明をいただく。その後、政策課の日向課長、舟田主幹、砂田主査より定住人口の増加策について説明を受け、事前に送付した質問項目に対して回答していただき、質疑、意見交換を行った。

(午前11時30分頃視察終了)

##### ■定住人口の増加策について

春日部市の人口は、平成13年をピークに減少傾向にあり、平成24年以降は年900人程度の人口減が続いている。平成21年度の特別行政課題研修「人口減少の抑制及び定住促進に関する対策」において、統計書をもとに自然動態・社会動態を分析した結果、人口減少は社会減が主な要因であり、また、武里団地からの人口流出が市全体の人口減に直結していることが判明した。このことを受けて、翌年の平成22年度「定住人口の増加策に関する研究」では、住民基本台帳データの分析、転出・転入者アンケート等を行い、「ふれあい家族住宅購入奨励事業」「官学連携団地活性化推進事業」「ウェルカムガイド作成事業」を実施することとなった。

ふれあい家族住宅購入奨励事業は、親世帯と子世帯が経済的、精神的に支え合う家族形態を推進することで定住の促進に寄与することを目的とし、市内において、親世帯の近くに居住するために新たに住宅を取得する子世帯に対し登記費用額の2分の1に相当する額(上限20万円)の市内共通商品券を交付するものである。

官学連携団地活性化推進事業は、包括的連携協定を結んでいる大学に在学中の学生に武里団地に住んでもらい、地域貢献活動をしてもらうことで団地の活性化を図り、入居の促進に寄与することを目的とし、団地に住む学生の家賃及び大学までの交通費の一部を助成するものである。

ウェルカムガイド作成事業は、「住み続けたい、訪れたい、住んでみたい」の3つの視点から2種類の冊子(春日部市ガイドブック、春日部市ウェルカムガイド～春日部で暮らそう～)とポスター(ウェルカムガイドポスター)を作成し、人口移動の多い近隣市や定住を考えている人が接する場面で手に取ってもらえるよう広く配付したものである。

##### <千葉県船橋市> 10月29日(木)

午後2時頃、船橋市議会に到着。中村議長より歓迎のあいさつと市の概要説明をいただく。その後、永嶋参事より公金徴収の一元化について説明を受けた後、質疑、意見交換を行った。

(午後4時10分頃視察終了)

##### ■公金徴収の増加策について

船橋市では、平成19年度に公金徴収一元化検討委員会を発足させ、平成20年度より、市税とすべての強制徴収公債権の困難事案について一元徴収を実施している。当時はこれらを一元徴収している地方公共団体はなく、船橋市が全国で初の実施自治体

となった。市税と強制徴収公債権の一元徴収が軌道に乗ると、平成 23 年度には非強制徴収公債権と私債権についても徴収を一元化するため、「船橋市債権管理条例」を制定し、すべての公債権に一律に延滞金を徴収することや、非強制徴収公債権と私債権について債権放棄する場合の要件も規定した。この条例の施行に伴って、非強制徴収公債権と私債権について支払督促申し立てや民事訴訟を提起することとした。現在では副市長を議長、各部長を委員とする「収入未済債権対策会議」を立ち上げ、各部長までの判断で困難事案を仕分けている。

債権を一元管理することにより、収納率を上昇させることのみならず、同一の滞納者に対する債権の全てについて時効中断すること、弁済についても民法に基づき適正に行うこと、市外転出滞納者の実態調査や財産調査等の効率的な実施が可能となり、行政改革の観点からも効果をあげている。

#### <埼玉県> 10月30日(金)

午前 10 時頃、埼玉県議会に到着。児嶋局長より歓迎のあいさつと市の概要説明をいただく。その後、小山主幹より埼玉県地域防災計画について説明を受け、事前に送付した質問事項に対して回答していただき、質疑、意見交換を行った。

当局入れ替えの後、危機管理防災センターにて深野主幹より危機管理防災センターについて映像資料を用いた説明を受け、事前に送付した質問事項に対して回答していただき、質疑、意見交換を行った後、免震装置と備蓄倉庫と見学した。

(午前 11 時 50 分頃視察終了)

#### ■埼玉県地域防災計画について

地域防災計画は、災害対策基本法による国の防災基本計画に基づいて策定しており、第 1 編の総則（防災対策の基本方針、防災体制、防災訓練等）、第 2 編の震災対策編、第 3 編の風水害対策編、第 4 編の複合災害対策編（複合災害に関する防災知識の普及、防災施設の整備など）、第 5 編の広域応援編（埼玉県の役割、広域連携の枠組み等）、第 6 編の事故災害対策編（火災対策、危険物対策、放射性物質及び原子力災害など）で構成されている。

地震については、震度 5 強で災害即応室を設置し、震度 6 弱以上では知事を本部長とする災害対策本部を設置することである。

#### ■危機管理防災センターについて

危機管理防災センターは、平成 23 年 3 月に完成した建物である。

本部会議室には、各種災害情報を一元的に表示できる約 230 インチの大型映像装置を設置しており、オペレーションルームや災害対策室などにもモニタを配置し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関と災害情報を共有することが可能となり、災害情報の収集・分析機能が強化された。

大災害への対応の際には、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関と県との緊密な連携のもと、速やかに災害対応方針を決定する必要があるため、オペレーションルームを配置している。このオペレーションルームは約 500 m<sup>2</sup>の広さであり、関係者が一堂に会せる大きさとなっている。

この危機管理防災センターには免震装置が採用されており、埼玉県では震度7の揺れを震度4程度の揺れに軽減している。

備蓄倉庫では、災害対応を継続的に行うため、延べ1,000人が3日間活動するために必要な食料等を備蓄している。

また、震災直後にライフラインが途絶した場合にも災害対応に支障をきたさないよう、自家発電機や井戸・配水槽設備を整備している。